

香川大学における教員の活動に係る自己点検・評価実施要領

平成24年4月1日

1. 趣旨

この要領は、香川大学における自己点検・評価指針に定める自己点検・評価のうち、教員の活動に係る自己点検・評価（以下「教員活動評価」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

2. 対象

教員活動評価の対象は、評価実施年度の4月1日現在において学系に所属し、評価実施年度の前年度4月1日以前から継続して本学に在籍する専任教員（助手及び特任教授を除く。）（以下「教員」という。）とする。ただし、休職、長期出張など特別な理由のある者は除くことができる。

3. 実施時期及び対象期間

- (1) 教員活動評価は、毎年度初めに、前年度の活動実績について行う。ただし、研究の評価領域の評価対象期間は3年間とし、評価実施年度の過去直近3年度分の活動実績について評価を行う。
- (2) 研究の活動実績が3年未満の教員に対する評価対象期間は、以下のとおりとする。
 - ア 学部及び大学院研究科（以下「学部等」という。）を主担当とする教員（以下「学部等主担当教員」という。）に対する評価対象期間については、必要に応じて当該学部等で設定することができる。
 - イ 学長戦略室、教育戦略室、研究戦略室、情報戦略室、地域・産官学連携戦略室、広報室、大学評価室、男女共同参画推進室、大学連携e-Learning教育支援センター四国、図書館、博物館、四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構、国際希少糖研究教育機構、学内共同教育研究施設、インターナショナルオフィス、保健管理センター又はイノベーションデザイン研究所（以下「センター等」という。）を主担当とする教員（以下「センター等主担当教員」という。）に対する評価対象期間については、必要に応じて当該センター等を担当する理事又は副学長（以下「理事等」という。）が設定することができる。

4. 実施体制

教員活動評価の実施体制は、以下のとおりとする。

(学部等主担当教員の教員活動評価)

- (1) 学部等主担当教員の教員活動評価は、当該学部等の長が行い、その結果を学系長に提出する。学系長は、結果を学系会議で確認した後、学長に報告する。
- (2) 学部等の長は、評価を行うにあたり、学部等の評価委員会等の意見を聞くことができる。
- (3) センター等の業務を行う教員（以下「センター等兼務教員」という。）の評価を行うにあたっては、当該センター等の長の意見を聞くものとする。

(センター等主担当教員の教員活動評価)

- (1) センター等主担当教員の教員活動評価は、当該センター等を担当する理事等が行い、その結果を学系長に提出する。学系長は、結果を学系会議で確認した後、学長に報告する。ただし、センター等主担当教員と当該センター等を担当する理事等が同一の場合には、当該教員の活動評価は学長が行う。
- (2) センター等を担当する理事等は、評価を行うにあたり、センター等の長の意見を聞くものとする。ただし、センター等を担当する理事等とセンター等の長が同一の場合には除く。

(学部等の長の教員活動評価)

学部等の長の評価は、学長が行う。

5. 評価項目、評価基準及び評価方法

- (1) 学長は、大学の方針に基づく事項（以下「テーマ」という。）を年度ごとに設定する。テーマにかかる特記事項を評価項目とする。
- (2) 教育、研究、社会貢献及び運営の評価領域（以下「各領域」という。）における評価項目、評価基準及び評価方法は、別紙のとおりとする。
- (3) 学部等の長は、各学部等で定めた評価基準及び評価方法を学系長に提出する。学系長は、学系会議の協議を経て、学部等の評価基準に関し、意見を付して学長に報告する。
センター等を担当する理事等は、評価基準及び評価方法を学系長に提出する。学系長は、学系会議の協議を経て、センター等の評価基準に関し、意見を付して学長に報告する。

6. 評価手順

教員活動評価は、以下の手順で行う。

(学部等主担当教員の教員活動評価)

- (1) 教員は、あらかじめ当該年度の初めに、各領域の重み付け申告書を学部等の長へ提出する。
各領域の重み付けは、教員の職種、職務の特殊性、専門性等の状況に応じ、その合計が10となるように定めるものとする。重み付けは0又は正の整数とする。
- (2) 学部等の長は、教員から提出された各領域の重み付け申告書を点検する。
学部等の長は、学部等の方針、他の教員とのバランスなどを勘案して、教員に対し必要に応じて、各領域の重み付けの修正を指示する。教員の各領域の重み付けは、学部等の長が決定する。
学部等の長は、センター等兼務教員の重み付けの決定にあたっては、センター等の長の意見を聞くものとする。
- (3) 教員は、前年度の各領域に係る自己点検書及び活動実績書を作成し、年度初めに学部等の長に提出する。
また、テーマについて特記すべき活動を実践した場合には、活動実績書（特記事項）を作成し、年度初めに学部等の長に提出する。

- (4) 学部等の長は、教員から提出された各領域に係る自己点検書及び活動実績書を5.に定める評価基準に基づいて各領域の活動評価を行う。
- 学部等の長は、各領域の活動評価において、特記事項の内容を加味するものとする。
- 各領域の活動評価は、Aを3点、Bを2点、Cを1点として、教員の活動に係る総合評価（以下「総合評価」という。）に用いる。
- (5) 学部等の長は、教員の各領域の判定をそれぞれ点数化し、当該領域の重み付けを乗じて、以下の3段階の区分で総合評価を判定する。

総合評価点	総合評価
25～30	A 優れている
15～24	B 平均的である
10～14	C 改善を要する

- (6) 各領域に係る自己点検書及び活動実績書を提出しない教員（特別な理由のある者を除く。）の総合評価の判定はCとする。
- (7) 学部等の長は、各領域の活動評価結果及び総合評価の結果を当該教員に通知し、学系長に提出する。学系長は、その結果を学系会議で確認した後、学長に報告する。

（センター等主担当教員の教員活動評価）

- (1) 教員は、あらかじめ当該年度の初めに、各領域の重み付け申告書をセンター等を担当する理事等へ提出する。
- 各領域の重み付けは、教員の職種、職務の特殊性、専門性等の状況に応じ、その合計が10となるように定めるものとする。重み付けは0又は正の整数とする。
- (2) センター等を担当する理事等は、教員から提出された各領域の重み付け申告書を点検する。
- センター等を担当する理事等は、センター等の業務内容、他の教員とのバランスなどを勘案して、教員に対し必要に応じて、各領域の重み付けの修正を指示する。教員の各領域の重み付けは、センター等を担当する理事等が決定する。
- センター等を担当する理事等は、重み付けの決定にあたり、センター等の長の意見を聞くものとする。ただし、センター等を担当する理事等とセンター等の長が同一の場合は除く。
- (3) 教員は、前年度の各領域に係る自己点検書及び活動実績書を作成し、年度初めにセンター等を担当する理事等に提出する。
- また、テーマについて特記すべき活動を実践した場合には、活動実績書（特記事項）を作成し、年度初めにセンター等を担当する理事等に提出する。
- (4) センター等を担当する理事等は、教員から提出された各領域に係る自己点検及び活動実績書を5.に定める評価基準に基づいて各領域の活動評価を行う。
- センター等を担当する理事等は、各領域の活動評価において、特記事項の内容を加味するものとする。
- 各領域の活動評価は、Aを3点、Bを2点、Cを1点として、教員の活動に係る総合評価（以下「総合評価」という。）に用いる。

- (5) センター等を担当する理事等は、教員の各領域の判定をそれぞれ点数化し、当該領域の重み付けを乗じて、以下の3段階の区分で総合評価を判定する。

総合評価点	総合評価
25～30	A 優れている
15～24	B 平均的である
10～14	C 改善を要する

- (6) 各領域に係る自己点検書及び活動実績書を提出しない教員（特別な理由のある者を除く。）の総合評価の判定はCとする。
- (7) センター等を担当する理事等は、各領域の活動評価結果及び総合評価の結果を当該教員に通知し、学系長に提出する。学系長は、その結果を学系会議で確認した後、学長に報告する。

7. 異議の申立て

教員は、評価結果に異議がある場合、再審査の申立てを行うことができる。

(学部等主担当教員の教員活動評価)

- (1) 教員は、評価結果に異議がある場合、評価結果が通知された日から15日以内に、学部等の長に対して、その理由を明らかにした書面でもって再審査の申立てを行うことができる。学部等の長は、その異議申立てを適正に審査する。ただし、センター等兼務教員からの異議申立ての審査にあたっては、学部等の長は、センター等の長及び当該センター等を担当する理事等と協議を行うものとする。

学部等の長は、原則として再審査の申立ての日から15日以内に、再審査結果を速やかに当該教員へ書面でもって通知する。

- (2) 教員は、再審査結果に異議のある場合、国立大学法人香川大学苦情処理規則に基づき、解決を図ることができる。

(センター等主担当教員の教員活動評価)

- (1) 教員は、評価結果に異議がある場合、評価結果が通知された日から15日以内に、センター等を担当する理事等に対して、その理由を明らかにした書面でもって再審査の申立てを行うことができる。センター等を担当する理事等は、その異議申立てを適正に審査するとともに、原則として再審査の申立ての日から15日以内に、再審査結果を速やかに当該教員へ書面でもって通知する。

センター等を担当する理事等は、異議申立てを審査するにあたり、センター等の長の意見を聞くものとする。ただし、センター等を担当する理事等とセンター等の長が同一の場合は除く。

- (2) 教員は、再審査結果に異議のある場合、国立大学法人香川大学苦情処理規則に基づき、解決を図ることができる。

8. 評価結果の活用等

教員は、評価結果を教育研究等の質の向上、活性化に役立たせる。

(学部等主担当教員の教員活動評価)

- (1) 学部等の長は、各領域においてCと判定した教員に対して、その領域に関わる助言、指導を行い、学長に報告する。
学部等の長は、センター等兼務教員に対して助言、指導を行うにあたっては、センター等の長の意見を聞くものとする。
- (2) 学部等の長は、総合評価でCと判定した教員に改善計画書を提出させ、学長に報告する。
- (3) 学部等の長は、2年間にわたって、同一領域においてCと判定した教員がいる場合、その領域に関わる助言、指導を行うとともに、当該教員に改善計画書を提出させ、学長に報告する。
学部等の長は、センター等兼務教員に対して助言、指導を行うにあたっては、センター等の長の意見を聞くものとする。
- (4) 学長は、2年間にわたって、総合評価でCと判定された教員がいる場合、その教員が主担当とする学部等の長に当該教員への改善措置を指示する。
- (5) 学長は、総合評価の結果を教員個人の処遇等へ反映させるなどの適切な措置を講ずるものとする。

(センター等主担当教員の教員活動評価)

- (1) センター等を担当する理事等は、各領域においてCと判定した教員に対して、その領域に関わる助言、指導を行い、学長に報告する。
センター等を担当する理事等は、助言、指導を行うにあたり、センター等の長の意見を聞くものとする。ただし、センター等を担当する理事等とセンター等の長が同一の場合は除く。
- (2) センター等を担当する理事等は、総合評価でCと判定した教員に改善計画書を提出させ、学長に報告する。
- (3) センター等を担当する理事等は、2年間にわたって、同一領域においてCと判定した教員がいる場合、その領域に関わる助言、指導を行うとともに、当該教員に改善計画書を提出させ、学長に報告する。
センター等を担当する理事等は、助言、指導を行うにあたり、センター等の長の意見を聞くものとする。ただし、センター等を担当する理事等とセンター等の長が同一の場合は除く。
- (4) 学長は、2年間にわたって、総合評価でCと判定された教員がいる場合、その教員が主担当とするセンター等を担当する理事等に当該教員への改善措置を指示する。
- (5) 学長は、総合評価の結果を教員個人の処遇等へ反映させるなどの適切な措置を講ずるものとする。

9. 評価結果の公表等

- (1) 教員個人に係る評価結果は、原則として公表しない。
- (2) 各領域の活動評価及び総合評価結果の分布状況等は、学内及び学外に公表する。

10. その他

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 11 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 創造工学部設置準備担当の平成 29 年度実績に対する評価は、「5. 評価項目、評価基準及び評価方法」及び「6. 評価手順」の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 創造工学部設置準備委員会委員長は、評価基準及び評価方法を学系長に提出する。

学系長は、学系会議の協議を経て、創造工学部設置準備担当の評価基準に関し、意見を付して学長に報告する。

(2) 創造工学部設置準備担当の活動評価は、次に掲げる手順で行う。

ア 教員は、あらかじめ当該年度の初めに、各領域の重み付け申告書を創造工学部設置準備委員会委員長へ提出する。

各領域の重み付けは、教員の職種、職務の特殊性、専門性等の状況に応じ、その合計が 10 となるように定めるものとする。重み付けは 0 又は正の整数とする。

イ 創造工学部設置準備委員会委員長は、教員から提出された各領域の重み付け申告書を点検する。

創造工学部設置準備委員会委員長は、創造工学部設置準備の業務内容、他の教員とのバランスなどを勘案して、教員に対し必要に応じて、各領域の重み付けの修正を指示する。教員の各領域の重み付けは、創造工学部設置準備委員会委員長が決定する。

3 別紙「各領域における評価項目、評価基準及び評価方法」においては「学部等の長及びセンター等を担当する理事等」は「学部等の長、センター等を担当する理事等及び創造工学部設置準備委員会委員長」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年度実績に対する評価は、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 30 年度実績に対する評価は、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別紙

各領域における評価項目、評価基準及び評価方法

<教育の評価領域>

○ 評価項目

- 1 評価項目は、教育活動に関する自己点検、FDに関する自己点検及び学生による授業評価（以下「授業評価」という。）結果を参考にした自己点検とする。
- 2 自己点検の項目は以下に掲げる表のとおりとする。
- 3 「授業評価結果を参考とした自己点検」において、複数担当教員による授業科目及び授業評価を行っていない科目についても、当該科目の自己点検を記載することができる。
- 4 テーマにかかる特記事項は必須項目とする。

自己点検の項目

教育活動に関する自己点検

- (1) 教育に要した時間等
 - ①担当授業科目
 - ②研究指導（当該年度卒業予定者）
 - ③論文審査
 - ④指導学生の研究発表件数
- (2) 教育方法の改善や工夫
- (3) その他（教育改善に関する著書、論文、解説文等の執筆等）

FD*) に関する自己点検

- (1) FDへの取り組み状況（企画、運営、参加等）
- (2) FDへの取り組みによる効果（授業など教育活動の改善に反映できた事項）

*) FDの種別、位置づけについては学部等、又はセンター等を担当する理事等の判断による

授業評価結果**) を参考にした自己点検

**) 授業評価項目とその評価は次のとおりとする。

授業評価項目は、「学生による授業評価」アンケート記載の次の項目とする。

II 教員の取り組みについて

1. 教員の授業に対する熱意が感じられる
2. （対面授業）教員の話し方は明瞭で聞き取りやすい
(eラーニング科目) 教員の説明はわかりやすい
3. （対面授業）学生の理解度を把握して授業を進めている
(eラーニング科目) 学生の理解度を把握するための工夫がなされている

III 授業について

1. シラバスに、授業の到達目標がわかりやすく書かれている
2. 授業の到達目標の達成に向けて、授業全体が組み立てられている
3. 授業時間外の学習（予習復習等）を促す工夫がなされている
4. （対面授業）書く、話す、発表するなど、学生を参加させる工夫がなされている
(eラーニング科目) 書く、質疑応答、発表するなど、学生を参加させる工夫がなされている

IV 授業についての総合的評価

1. あなたは、この授業の到達目標を十分達成できましたか
2. あなたは、総合的に判断して、この授業に満足していますか

評価は、上記の授業評価項目を次の3つの分野に分け、各分野の授業評価結果の合計を5点満点に換算する。

- イ アクティブ・ラーニングの促進度（授業評価項目III-3、III-4）
- ロ 学修効果を高める工夫（授業評価項目II-1、II-2、II-3、III-1、III-2）
- ハ 到達目標の達成度と満足度（授業評価項目IV-1、IV-2）

○ 評価基準

評価基準は以下のとおりとする。

- (1) 教員から提出された教育活動に関する自己点検を以下の基準で3段階に区分して判定する。

評価基準

- 教育に要した時間が部局等の平均的水準であり、かつ教育方法の改善や工夫に取り組んでいる

判定区分

- A 平均的な取り組みを超えた取り組みである
- B 平均的な取り組みである
- C 改善を要する取り組みである

- (2) 教員から提出されたFDに関する自己点検を以下の基準で3段階に区分して判定する。

評価基準

- FD等に参加し、自己研鑽に取り組んでいる

判定区分

- A 平均的な取り組みを超えた取り組みである
- B 平均的な取り組みである
- C 改善を要する取り組みである

- (3) 教員から提出された授業評価結果を参考にした自己点検を以下の基準で3段階に区分して判定する。

評価基準

- 授業の充実に向けて努力している

判定区分

- A 充実した授業である
- B 授業の充実に向けて努力している
- C 改善を要する授業である

(4) 上記3つの評価項目の判定結果に特記事項の内容を加味して、総合的に以下の基準で3段階に区分して判定する。

評価基準

- 教育活動全般に関する取り組みが部局等の平均的水準であり、FD等に参加し、授業の充実に向けて努力している

判定区分

- A 平均的な取り組みを超えた取り組みである
- B 平均的な取り組みである
- C 改善を要する取り組みである

○ 評価方法

活動評価は以下の方法で行う。

- (1) 教員は、教育活動に関する自己点検、FDに関する自己点検、授業評価結果を参考にした自己点検を行い、それぞれの自己点検書を作成し、年度初めに学部等の長又はセンター等を担当する理事等に提出する。
- (2) 教員は、テーマについて特記すべき活動を実践した場合には、活動実績書（特記事項）を作成し、年度初めに学部等の長又はセンター等を担当する理事等に提出する。
- (3) 学部等の長及びセンター等を担当する理事等は、教員から提出された教育活動に関する自己点検書、FDに関する自己点検書及び授業評価結果を参考にした自己点検書を評価基準に基づいて活動評価を行う。

<研究の評価領域>

○ 評価項目

- 1 評価項目は、学部等、及びセンター等を担当する理事等で以下に掲げる研究の基本評価項目を参照し、専門性を考慮して設定する。
- 2 テーマにかかる特記事項は必須項目とする。

研究の基本評価項目

1 著書

単著/共著/単訳/共訳
学術書/教科書
執筆/編集/分担執筆/共同編集/訳/共訳

2 論文

単著/共著/症例報告等
学術論文/解説・総説
大学・研究所等紀要/学術雑誌/その他

3 研究発表

招待講演/一般講演/ポスター/パネリスト/その他

4 その他、論評、報告書等

単著/共著
研究ノート/会議録/論評/調査報告/その他
執筆/編集/分担執筆/共同編集/訳/共訳/監修/解説/その他

5 芸術作品・技術製品等（スポーツ等の記録等を含む。）

技術製品（ハードウェア、ソフトウェア）/建造物/芸術・美術品/スポーツ等記録/その他

6 知的財産権

特許/実用新案/意匠/商標/その他

7 受賞学術賞

8 その他関連活動（学会、研究会、シンポジウム等の開催等）

学会/研究会/シンポジウムの実行委員

9 研究費獲得状況（外部資金、学内競争的研究費）

科学研究費/共同研究/受託研究/奨学寄附金/学内プロジェクト等

10 部局等で定める重点事項（著書、論文等に関する自由な記述）

○ 評価基準

評価基準は、学部等、及びセンター等を担当する理事等で設定し、学系長にあらかじめ提出するものとする。学系長は、学系会議の協議を経て、学部等及びセンター等の評価基準に関し、意見を付して学長に報告する。

教員から提出された研究活動実績書を学部等、及びセンター等を担当する理事等で設定した評価基準に基づき、特記事項の内容を加味して以下の3段階の区分で判定する。

- A 優れた業績である
- B 平均的業績である
- C 業績を上げる必要がある

○ 評価方法

活動評価は以下の方法で行う。

- (1) 教員は、過去直近3年度分の研究活動実績書を作成し、年度初めに学部等の長又はセンター等を担当する理事等に提出する。
- (2) 教員は、テーマについて特記すべき活動を実践した場合に、活動実績書（特記事項）を作成し、年度初めに学部等の長又はセンター等を担当する理事等に提出する。
- (3) 学部等の長及びセンター等を担当する理事等は、教員から提出された研究活動実績書を評価基準に基づいて活動評価を行う。

<社会貢献の評価領域>

○ 評価項目

- 1 評価項目は、学部等、及びセンター等を担当する理事等において、以下に掲げる社会貢献の基本評価項目を参照し、学部等及びセンター等の特性を考慮して設定する。
- 2 基本評価項目 1～4 及びテーマにかかる特記事項は必須項目とする。

社会貢献の基本評価項目

1 一般市民等に対して実施する生涯学習等に関わる活動

(例)

- ・ 公開講座、講演会等
- ・ 高校生以下を対象とした学部体験入学等への貢献
- ・ 他機関における教育支援（幼稚園から他大学等における指導助言、出前講義等）
- ・ 認定講習会等の実績
- ・ 各種行事の開催・運営

2 学外の審議会、委員会等での実績

(例)

- ・ 審議会・委員会等の実績
- ・ 他大学などの評価委員
- ・ 資格試験委員

※ 大学入試センター関連委員、国家試験委員会等の実績、各種プロジェクト研究費の審査委員の非公表のものについては、学部等の長及びセンター等を担当する理事等が考慮して判断する。

3 学会、学術団体等への貢献

(例)

- ・ 国際学会、国際学術団体委員等
- ・ 国内学会、国内学術団体委員等
- ・ 学術雑誌の編集員及び審査員(レフリー)としての貢献
- ・ 学会の開催

4 國際貢献

(例)

- ・ 國際協力事業
- ・ 外国人研究者の受け入れ数
- ・ 外国人留学生数、外国人研究生数等

5 病院等における診療活動及び医療支援

(例)

- ・ 診療従事時間
- ・ 高度先進医療等の実績
- ・ 自己臨床研究の実績
- ・ 地域医療への貢献

6 その他専門分野に関連した貢献

(例)

- ・ 文化の伝承、発展及び創造活動への寄与
- ・ 地域振興や文化財等に関する調査実施等
- ・ 文化・芸術・体育サークル活動への指導等
- ・ コンクール・スポーツ大会等の審査・役員等
- ・ 受賞（社会貢献に関する賞）
- ・ 技術支援、技術移転等の状況
- ・ 新技術の実用化
- ・ 地域への政策提言
- ・ 研究成果の公開（データベース）
- ・ マスコミ取材（テレビ・新聞等）
- ・ 報道番組の企画

○ 評価基準

評価基準は、学部等、及びセンター等を担当する理事等で設定し、学系長にあらかじめ提出するものとする。学系長は、学系会議の協議を経て、学部等及びセンター等の評価基準に関し、意見を付して学長に報告する。

教員から提出された社会貢献活動実績書を評価基準に基づき、特記事項の内容を加味して以下の3段階の区分で判定する。

- A 十分な貢献である
- B 平均的貢献である
- C 貢献が不十分である

○ 評価方法

活動評価は以下の方法で行う。

- (1) 教員は、前年度の社会貢献活動実績書を作成し、年度初めに学部等の長又はセンター等を担当する理事等に提出する。
- (2) 教員は、テーマについて特記すべき活動を実践した場合に、活動実績書（特記事項）を作成し、年度初めに学部等の長又はセンター等を担当する理事等に提出する。
- (3) 学部等の長及びセンター等を担当する理事等は、評価基準に基づいて活動評価を行う。

<運営の評価領域>

○ 評価項目

- 1 評価項目は、以下に掲げる運営の基本評価項目とする。
- 2 テーマにかかる特記事項は必須項目とする。

運営の基本評価項目

1 全学、所属学系、主担当とする学部等又はセンター等及び兼務するセンター等における委員会等及び運営業務に関わる貢献

(例)

- 全学委員会、専門委員会、ワーキンググループ等の委員などの役職による貢献
- 所属学系、主担当とする学部等又はセンター等及び兼務するセンター等における委員会、専門委員会、ワーキンググループ等の委員などの役職による貢献
- 全学的な運営に関わる貢献(広報誌編集、HP作成・管理、ネットワークの管理等)
- 所属学系、主担当とする学部等又はセンター等及び兼務するセンター等における運営に関わる貢献(広報誌編集、HP作成・管理、ネットワークの管理等)
- 所属学系、主担当とする学部等又はセンター等及び兼務するセンター等が主催する各種行事の企画・運営に関わる貢献
- センター等運営業務に関わる貢献
- 学生確保に係るリクルート活動(大学説明会、高校訪問による貢献等)
- 大学・大学院の入試業務に関わる貢献
- 大学教育におけるカリキュラム作成とその実施に関わる活動
- 学生の生活指導等に関わる活動(ハラスマント相談員等)
- 学生の就職に関わる活動

2 部局等の運営に関わる職責による貢献

(例)

- 学部長、研究科長、センター長、所長、附属病院長、附属学校の長、評議員、学科長、学長特別補佐などの役職による貢献(副の職責も含む)

3 大学の管理運営上、置くこととされている有資格者等による当該業務への貢献

(例)

- 放射線取扱主任者、作業環境測定士、エックス線作業主任者、ガンマ線作業主任者、産業医、衛生管理者等

4 学部等又はセンター等の特性を考慮した事項に関わる貢献

○ 評価基準

評価基準は、学部等、及びセンター等を担当する理事等で設定し、学系長にあらかじめ提出するものとする。学系長は、学系会議の協議を経て、学部等及びセンター等の評価基準に関し、意見を付して学長に報告する。

教員から提出された運営活動実績書を学部等、及びセンター等を担当する理事等で設定した評価基準に基づき、特記事項の内容を加味して以下の3段階の区分で判定する。

- A 十分な貢献である
- B 平均的貢献である
- C 貢献が不十分である

○ 評価方法

活動評価は以下の方法で行う。

- (1) 教員は、前年度の運営活動実績書を作成し、年度初めに学部等の長又はセンター等を担当する理事等に提出する。
- (2) 教員は、テーマについて特記すべき活動を実践した場合に、活動実績書（特記事項）を作成し、年度初めに学部等の長又はセンター等を担当する理事等に提出する。
- (3) 学部等の長及びセンター等を担当する理事等は、評価基準に基づいて活動評価を行う。